

# 大分経済同友会規約

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、大分経済同友会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、経済人として経済・社会の進歩と安定に寄与するとともにとくに地域経済社会の一員として個性豊かなふるさと創生を願い、その振興発展に努力し、併せて会員相互の啓発親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次に事業を行う。

- (1) 経済・社会問題に関する調査および研究
- (2) 経済・社会諸政策に関する審議・立案および建議
- (3) 国際問題に関する調査および研究
- (4) 講演会・研究会・座談会・討論会
- (5) 会報の発行
- (6) その他本会の目的達成に必要な事項

(連携)

第 4 条 本会は、公益社団法人経済同友会および九州経済同友会ならびに各地経済同友会と密接に連携して、組織および活動の活性化につとめる。

## 第 2 章 会 員

(会員)

第 5 条 本会は、本会の趣旨に賛同する大分県在住の進歩的な経済人をもって組織する。

- 2 会員が行政特別職に就任した場合は休会とする。
- 3 行政特別職に就任した会員がその職を離れた時は、会員に復帰する。
- 4 本会は、本会の趣旨に賛同し、本会活動に寄与する学識経験者を特別会員とすることができる。

(会費)

- 第6条 会員は、所定の入会金と会費を納めなければならない。
- 2 休会中の会員は会費を徴収しない。
  - 3 期の途中で休会・退会した場合、既納の会費は返還しない。
  - 4 特別会員については、入会金・会費を徴収しない。

(議決権)

- 第7条 会員は、各1個の議決権を有する。
- 2 会員は、議決権の行使を会員以外の者に委任することはできない。
  - 3 特別会員は、議決権を有しない。

(入退会)

- 第8条 会員ならびに特別会員の入退会は、常任幹事会で決定、承認し幹事会に報告する。
- ただし、除名については、幹事会の議決を要するものとする。

### 第 3 章 役 員

(役員)

- 第9条 本会に次の役員をおく。

幹 事	会員総数の2割以内
うち 代表幹事	2名以内
副代表幹事	若干名
恒久幹事	若干名
常任幹事	若干名
会計監事	2名

(任務)

- 第10条 代表幹事は、本会を代表して会務を総理する。
- 2 副代表幹事は、代表幹事を補佐して会務を掌理する。
  - 3 常任幹事は、代表幹事・副代表幹事とともに常任幹事会を構成し、常時会務を処理する。
  - 4 幹事は、代表幹事・副代表幹事・恒久幹事・常任幹事とともに幹事会を構成し、重要会務を審議する。
  - 5 会計監事は、本会の会計を監査する。

(顧問)

第11条 本会に顧問をおくことができる。

(任期)

第12条 役員（恒久幹事を除く）の任期は2年とし、当該通常総会終了をもって任期を終了する。ただし、再任を妨げない。

## 第 4 章 役員 の 選 任

(選任)

第13条 幹事（恒久幹事を除く）及び会計監事は、総会において会員中より選任する。

2 代表幹事、副代表幹事、常任幹事は幹事会において互選し総会の承認を得る。

3 代表幹事としてその任にあたった者を恒久幹事とする。

ただし、本会の運営に特に功労のあった者は、総会の承認を得て恒久幹事とすることができる。

4 顧問は、幹事会の了承を得て代表幹事が委嘱する。

(補充)

第14条 役員に欠員が生じたときは、幹事会の議決により後任者を選任することができる。

2 前項の場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項により、後任者を選任したときは、直近の総会に報告しなければならない。

## 第 5 章 会 議

(総会)

第15条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会は、次の場合に開催する。

(1) 会員の1/5以上から請求があったとき。

(2) 幹事会の1/3以上から請求があったとき。

(3) 代表幹事が開催の必要を認めたとき。

4 総会は、代表幹事が招集する。

5 総会の議長は、代表幹事がこれに当たる。

(議決事項)

第16条 次の事項は、総会の議決を必要とする。

- (1) 規約の変更
- (2) 入会金、会費の金額改訂
- (3) 事業計画
- (4) 収支予算および決算
- (5) 役員を選任に関する事項
- (6) その他本会の運営に関する基本的事項

(幹事会)

第17条 幹事会は、幹事会の申し合わせにより、または代表幹事が必要と認めるとき、代表幹事が招集する。

2 幹事会の議長は、代表幹事がこれに当たる。

(部会・委員会)

第18条 本会は、その目的達成に必要な事項を研究、審議、実施するため幹事会の承認を経て各種部会、委員会をおくことができる。

ただし、部会長、副部会長および委員長は常任幹事会において互選する。

(議決)

第19条 議決は、総て出席会員の過半数による。可否同数のときは、議長がこれを決定する。

## 第6章 事務局

(事務局)

第20条 本会は、事務を処理するため大分市に事務局をおく。

- 2 事務局は、事務局長および所要の事務局職員をもって構成する。
- 3 事務局長は、事務局を統轄する。
- 4 事務局長は、幹事会の承認を経て代表幹事が委嘱する。

## 第 7 章 会 計

(経費)

第 21 条 本会の経費は、入会金、会費および寄付金その他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第 22 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 8 章 附 則

第 23 条 本規約に定めのない事項については幹事会で決定する。

昭和 30 年 9 月 9 日制定

昭和 37 年 4 月 9 日改正

昭和 47 年 4 月 26 日改正

昭和 57 年 4 月 22 日改正

平成 4 年 7 月 30 日改正

平成 6 年 4 月 28 日改正

平成 8 年 4 月 25 日改正

平成 25 年 4 月 25 日改正

令和 4 年 4 月 21 日改正

## 入 会 要 領

- 1 入会には会員1名からの推薦を要します。
- 2 入会申込書は所定のものが事務局にあります。
- 3 本会は原則として代理出席を認めません。
- 4 入会金及び会費は次の通りです。

① 入 会 金

会 員 10,000 円（前任者に引続き入会の場合は不要）

② 会 費

ア.第一地帯

第二地帯以外に在住する会員

年額 120,000 円

（但し、1社で2名以上入会の場合は、1名のみ120,000円とし、2人目からは各1名につき60,000円とします）

イ.第二地帯

中津市、日田市、竹田市、佐伯市に在住する会員

年額 60,000 円

（但し、1社で2名以上入会の場合は、1名のみ60,000円とし、2人目からは各1名につき30,000円とします）

### 付 則

- 1.地区は、会員の日常社会生活圏、産業経済活動の区域等を勘案して設定した。
- 2.適用は、平成13年4月1日からとする。

## 諸会議の開催要領

### 1. 常任幹事会

定例会議：毎月1回朝食会として8時から開催。原則第1木曜日

臨時会議：随時

招集者：代表幹事

### 2. 幹事会

定例会議：原則として3ヵ月に1回開催。例会前1時間

臨時会議：随時

招集者：代表幹事

### 3. 総務部会

#### (ア) 部会

会議開催：原則として2ヵ月に1回程度

招集者：部会長

メンバー：部会長・委員長（副委員長の代理出席を認める）

#### (イ) 運営委員会

会議開催：原則として3ヵ月に1回程度

招集者：委員長

メンバー：運営委員

### 4. 事業部会

#### (1) 部会

会議開催：原則として2ヵ月に1回程度

招集者：部会長

メンバー：部会長・委員長（副委員長の代理出席を認める）

#### (2) 委員会

会議開催：原則として3ヵ月に1回程度

招集者：委員長

メンバー：原則として当該委員会所属会員

「注」全会員を対象とするときは、代表幹事の承認を得るものとする

#### (3) 運営委員会

会議開催：原則として1か月に1回

招集者：委員長

メンバー：運営委員

### 5. 例会

例会開催：毎月1回12時から開催。原則として第4木曜日

招集者：代表幹事

メンバー：全会員

## 役員選任要領

- 1 役員改選期（総会）2ヵ月前までに常任幹事5名、幹事7名で構成する役員選考委員会を設置する。
- 2 総務部会長が役員選考委員候補者リストを作成、事前に常任幹事会の承認を得る。
- 3 役員選考委員長は総務部長が務める。
- 4 役員選考委員会は総会において幹事および会計監事の候補者リストを議長に提出する。
- 5 役員選考委員会は新たに選任された幹事会に対し、代表幹事および副代表幹事ならびに常任幹事の候補者リストを提出する。
- 6 なお、九州経済同友会企画委員の選出については同友会の事情に明るい人を選出する。